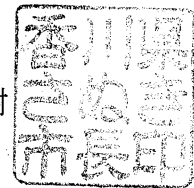


さぬき市告示第160号

地方税法第20条の2第1項の規定に基づき、別紙に掲げる書類を公示送達する。
なお、送達すべき書類は、市民部税務課で保管しており、いつでも送達を受ける
べき者に交付する。

令和8年9月16日

さぬき市長 大山茂樹



公 示 送 達 書

送 達 す る 書 類		令和8年度 市・県民税・森林環境税 納税通知書兼変更(決定)通知書	
送達を受けるべき者		備 考	
住(居) 所 (所 在 地)	氏 名 (名 称)		
1	ラオス	PHIMMASONE BO UNTHAVY	
2	ラオス	SIHANOUVONG K INGTHONG	
3	国外転出	MONGHIT JOHN PAUL QUINO	
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
	(注) この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、上記の書類の送達があったものとみなされます。		